

■令和6年度 建設工事等における入札・契約制度改定説明会に係る質問回答一覧表 【入札参加者】

番号	大分類	小分類	質問	回答
1	建設関連業務	成績調書	令和6年度 入札・契約制度改定説明会資料の(4)成績調書の改定(P10)文末で、「管理補助技術者として従事した実績は、総合評価落札方式の評価対象となっている。」と記載ありますが、管理補助技術者の実績で、別の入札参加時に管理技術者として応募した場合、実績として認められるのでしょうか。認められる場合、実績・評定点・表彰のすべて加対象になるのでしょうか。(表彰状には管理補助技術者の氏名記載がない) また、管理技術者と管理補助技術者の双方で実績が付与される場合、その旨は手引きに記載されているのでしょうか。	管理補助技術者の実績で、別の入札参加時に管理技術者として応募した場合、実績として認められます。 なお、実績・評定点の評価対象となりますが、表彰は評価対象になりえません。表彰は、あくまで管理技術者を対象として表彰しているものです。 また、実績については、総合評価落札方式の手引き(P35)には下記のように記載されています。 2. 技術者評価 「ここでの評価は配置管理技術者の管理技術者又は管理補助技術者としての実績です。」と記載しております。
2	建設工事	積算基準	説明会資料35ページ6の「移動時間を踏まえた歩掛の改定」の中で施工合理化調査の調査項目として実作業のほか、現場への移動時間等を詳細に把握するよう調査表の見直しを行っている。ということで調査図が記載されています。R4以降の調査を見ると実作業時間が少なくなり、工期内の完了が厳しくなるとは思いますが、工期の設定はこの実作業時間を踏まえているのでしょうか。	工期の設定は、作業日当り標準作業量を基に算出しており、実作業時間も反映された作業日当り標準作業量となっております。
3	建設関連業務	成績調書	説明会資料P10の(4)成績調書の改定についてですが、管理補助技術者の欄を新たに設けることにより、優秀・優良表彰対象案件にノミネートされた場合の業務については、管理技術者と管理補助技術者双方に表彰されることとなりますか。	表彰はあくまで管理技術者を対象としたものであり、管理補助技術者は表彰対象外となります。
4	建設関連業務	入札参加資格確認票	令和6年10月改定と説明会資料に記載がありました。調査基準価格の改定及び入札参加資格確認票の様式改定について、10月1日以降の公告業務が対象なのか、10月1日以降入札分の業務を対象とするのか教えてください。	改定の適用は、令和6年10月1日以降の公告案件からとなります。
5	建設関連業務	調査基準価格	調査基準価格の改定について、改定内容の適用時期はいつか？	改定の適用は、令和6年10月1日以降の公告案件からとなります。